

## 第7期吹田市障がい福祉計画の成果目標と主な取組（案）

成果目標		目標	主な取組
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	(ア)地域移行者数 11人(令和8年度末時点) (イ)施設入所者減少数 3人(令和8年度末時点)	(ア)入所・入院者の状況・意向の把握 (イ)地域移行支援及び地域定着支援サービスの利用促進 (ウ)相談支援に係る人材育成の支援 (エ)グループホームの整備促進◆ (オ)強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(ア)精神病床における1年以上長期入院患者数 232人(令和8年6月末時点)	(ア)専門部会を活用した各支援機関のスキルアップ (イ)精神障がい者の地域生活のためのグループホームなどの充実 (ウ)精神障がい者に対する市民への理解促進
(3)	地域生活支援の充実	(ア)地域生活支援拠点等 ・効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 ・支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数 年1回 (イ)強度行動障がいを有する者の支援体制 ・強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズ把握と支援体制の整備	(ア)地域生活支援拠点の面的整備の推進 (イ)相談支援体制及び地域の体制づくりの強化 (ウ)緊急時の受入れ及び対応の強化に向けた支援体制の整備 (エ)体験ができるグループホームの整備促進 (オ)専門的人材の確保・養成に向けた事業の実施 (カ)日中サービス支援型共同生活援助の設置動向注視 (キ)強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズ及び支援にあたる事業所の実態把握、支援体制の整備◆ (ク)強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備

成果目標	目標	主な取組
(4)	福祉施設から一般就労への移行等  (ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数134人（令和8年度） 【就労移行支援事業】 108人（令和8年度） 【就労継続支援A型事業】 17人（令和8年度） 【就労継続支援B型事業】 3人（令和8年度） (イ) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率 ・就労定着支援事業の利用者数 137人（令和8年度） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合 25%（令和8年度） (ウ) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 17,219円（令和8年度）	(ア) 市役所における障がい者雇用の促進 (イ) 障がい者雇用に対する企業の理解促進 (ウ) 関係機関との連携による障がい者の特性に応じた就労支援力の向上 (エ) 授産製品の販売機会拡充、売り上げ向上 (オ) 障がい者優先調達の推進

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

成果目標	目標	主な取組
(5) 相談支援体制の充実・強化等	<p>(ア)基幹相談支援センター 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</p> <p>(イ)地域自立支援協議会 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保する。</p>	<p>(ア)障がい者相談支援センターの認知度向上市民周知及び機能強化◆</p> <p>(イ)適切なケアマネジメントのための体制の整備◆</p> <p>(ウ)専門性の高い研修実施による相談員等のスキルアップ◆</p> <p>(エ)主任相談支援専門員の計画的配置による相談支援体制の強化</p> <p>(オ)地域自立支援協議会の地域会議等における課題抽出及び改善策の検討、情報共有や相互連携</p> <p>(カ)地域自立支援協議会における包括的ネットワーク体制の充実</p> <p>(キ)重層的支援体制への取組◆</p> <p>(ク)発達障がいに係る相談支援体制の強化</p> <p>(ケ)地域自立支援協議会での「ピアサポート」の取組推進</p>
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	不正受給の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等を実施します。	<p>(ア)サービス給付費に係る過誤請求の多い項目に関する注意喚起</p> <p>(イ)報酬の審査体制の強化</p> <p>(ウ)実地指導の結果について関係室課との情報共有</p> <p>(エ)適正な指導監査等の実施</p> <p>(オ)市職員及び事業所職員の相談支援技術向上のための研修受講促進</p>

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

## 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組と主な取組（案）

項 目		主な取組
障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1)	障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進
	(2)	障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
	(3)	障がい者に対する虐待の防止
	(4)	事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実
	(5)	障がい福祉人材の確保、定着及び養成
		<p>ア バリアフリーの実現推進</p> <p>イ 庁内における合理的配慮の取組の推進◆</p> <p>ウ 基幹相談支援センターでの個別対応及び地域自立支援協議会の専門部会における好事例の共有</p> <p>エ ユニバーサルデザインを浸透させるための施策の検討</p> <p>オ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進</p> <p>ア 分かりやすく伝わりやすい情報発信、様々な媒体での情報提供</p> <p>イ 手話や点字、要約筆記等の普及・啓発</p> <p>ウ ICT機器等を利活用した意思疎通支援の実施</p> <p>エ サービス利用における意思決定支援</p> <p>オ 手話言語条例推進方針の策定</p> <p>カ 手話や意思疎通支援に係る施策推進のため、障がい当事者参加による会議体の設置</p> <p>ア 相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施</p> <p>イ 虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組の促進</p> <p>ウ 虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置等の徹底</p> <p>エ 虐待防止センターにおける相談・通報への対応、被虐待者の保護及び自立支援</p> <p>ア リスクマネジメントに関する注意喚起</p> <p>イ 防災イベントの参画や地域との連携に向けた周知、防犯対策及び感染症対策</p> <p>ウ 障がい特性や同性介護等への配慮に対応できる多様なサービス提供基盤の整備</p> <p>ア 事業者の意見を踏まえ採用活動に対する有効な取組を検討◆</p> <p>イ 国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信</p> <p>ウ 研修費補助制度の活用促進◆</p> <p>エ ICTやロボット導入モデル事業の活用促進、人材定着に向けた取組の推進◆</p>